

証券コード：7827
2021年1月12日

株 主 各 位

広島県福山市松永町六丁目10番1号

株式会社 オービス

代表取締役社長 中浜 勇治

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年1月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1 日 時 | 2021年1月28日（木曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 広島県福山市南松永町四丁目10番10号
木材会館山陽ビル5階大会議室 |
| 3 目的事項 | |
| 報告事項 | 第61期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- (注) 1 当日、本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<http://www.orvis.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

【新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ】

- 1 本株主総会会場の座席は、ソーシャルディスタンスを確保するために間隔を開けた座席数の配置としております。このため、用意させていただいた座席数を超えた場合は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 2 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日における新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- 3 ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席を見合わせることをご検討ください。
- 4 ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒及び検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 5 株主総会の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 6 株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、ご報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めてまいります。
- 7 株主総会当日までの感染状況等により、会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<http://www.orvis.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人消費や企業活動が制限され、東京オリンピックの1年延期や各種イベントの中止を余儀なくされるなど、大変厳しい状況で推移いたしました。現在は緊急事態宣言の解除を受けて、経済活動レベルを段階的に引き上げておりますが、未だ持直しの動きは鈍く、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、中期3ヵ年経営計画「チャレンジ110（イチイチゼロ）」の達成に向けて、事業部門ごとに経営計画を策定し、PDCAサイクルを回す取り組みによって、四半期毎に検証を行い改善・改良を繰り返すことで、これまで以上に業務の効率化と生産性の向上を推し進めてまいりました。

その結果、売上高は90億22百万円（前期比94.3%）、営業利益は3億26百万円（前期比390.8%）、経常利益は2億71百万円（前期比1,364.1%）、当期純利益は前期に発生した固定資産売却益2億61百万円及び補助金収入1億62百万円の反動減により1億94百万円（前期比49.3%）となりました。これにより、純資産は前事業年度末の35億67百万円から37億28百万円となり、自己資本比率は24.8%から26.2%となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。営業損益につきましては、全社費用等配分前で記載しております。

(木材事業)

梱包用材等の受注環境は、米中貿易戦争や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、基幹産業である自動車・鉄鋼関連を中心とした輸出梱包向けの出荷が大幅に減少するなど、先行きが見通せない大変厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図り、業界のリーディングカンパニーとしての広範な販売網を生かし、小口配送及び即納体制で供給できる強みを最大限発揮するなど、きめ細かな営業活動を通じ、お客様ニーズの取り込みに注力してまいりました。また、梱包用材等以外の新たな分野としてホームセンター向け営業活動の強化や海外向けエクステリア材としての販路開拓に尽力いたしました。一方、歩留率の改善等に関しましては、現状課題が残るものの、生産オペレーションは、製材工員の育成によるノウハウの蓄積や業務習熟度の向上によって、時間当たりの生産効率は飛躍的に向上いたしました。

その結果、売上高は52億79百万円（前期比94.3%）、営業損失は20百万円（前期は営業損失1億96百万円）と赤字幅は縮小いたしました。

(ハウス・エコ事業)

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の抑制から業者間の受注競争が激化し、慢性的な労働力不足や原材料費の高騰等による採算性の低下など、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、専門的知識・経験を持った即戦力の中途採用を積極的に行うなど、人材の確保に努め、その育成に注力するとともに、施工体制の強化、施工効率の改善及び工種毎における原価管理の徹底等の取り組みにより粗利益率は大幅に改善いたしました。また、鉄骨製作工場認定制度に基づくMグレードの資格取得に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、今後の受注獲得に向けた新技術や製品開発を積極的に推進し、技術及び品質において更に高い評価をいただける集団づくりに取り組んでまいりました。

その結果、売上高は28億2百万円（前期比94.6%）、営業利益は2億76百万円（前期比141.5%）となりました。

(太陽光発電売電事業)

一年を通しては天候が良好で日射量も多く、売電量が前期に比べ増加いたしました。

その結果、売上高は4億74百万円（前期比102.0%）、営業利益は2億53百万円（前期比115.7%）となりました。

(ライフクリエイイト事業)

ゴルフ場部門では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、プレイヤー及び従業員の安全確保に最大限努めるなど、感染防止策を徹底した運営を実施してまいりました。また、数年続いた大きな台風被害が当期に発生しなかったものの、新型コロナウイルスの影響により、多くの来場者が見込まれる第2・第3四半期において業績が大きく落ち込み、スループレーの増加や企業コンペの中止と相まって、来場者数は前年を大幅に下回りました。

フィットネス部門では、近郊において24時間型フィットネスジムの新規出店が相次いだことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、営業規模縮小や臨時休館などの対応を余儀なくされました。

その結果、売上高は3億74百万円（前期比83.9%）、営業利益は15百万円（前期比34.1%）となりました。

(不動産事業)

賃貸物件の定期的な保守メンテナンス及び住宅設備機器の更新を行うことで入居率及び定着率の向上を図ってまいりました。

その結果、売上高は90百万円（前期比97.3%）、営業利益は59百万円（前期比105.0%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は2億2百万円であり、その主なものは、太陽光発電売電事業における太陽光発電設備の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保し、財務基盤をより一層強固なものにすることを目的として、取引金融機関1行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末においての当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	期 別			
	第58期 (2017年10月期)	第59期 (2018年10月期)	第60期 (2019年10月期)	第61期 (2020年10月期)
売 上 高 (百万円)	8,118	8,481	9,566	9,022
経 常 利 益 (百万円)	163	9	19	271
当 期 純 利 益 (百万円)	278	696	393	194
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	160.86	402.62	227.62	111.91
総 資 産 (百万円)	14,063	14,554	14,402	14,226
純 資 産 (百万円)	2,559	3,209	3,567	3,728

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長引く米中貿易戦争に加えて、世界的に拡大を続ける新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、国内外の経済活動はさらに不透明感を増しており、個人消費の低迷や業種・業態を越えた販売競争の激化など、厳しい状況が続くものと予想しております。

このような環境のもと、当社は、2019年11月にスタートした中期3カ年経営計画「チャレンジ110（イチイチゼロ）」のもと、2022年10月期において、売上高110億円、ROE10%、業務効率10%アップを数値目標として掲げ、“脱・梱包用材”や“脱・プレハブ”へ向けた「新たな市場・サービス・分野」に積極的に「挑戦」することを通して、中長期的に同業他社との差別化を図り、新たなサービスを提供する会社へと進化を遂げるとともに、収益構造改革を実現してまいります。

木材事業におきましては、約半数を占める輸出用梱包用材の受注がコロナ禍等の影響により、大幅に減少していることから、新規・休眠顧客の掘り起こしに注力し工場稼働率を向上させることはもちろんのこと、未開拓地域への営業活動の強化、既に出荷実績のある海外向けエクステリア材の販売強化や建材としてのホームセンター向け販路の確保、蒲鉾板・アウトドア（薪）商品への活用等といった提案型営業を強化してまいります。その一方、歩留率改善のための各施策の進捗が遅れた面も否めず、回復の遅れを取り戻すことができなかった点は今後の大きな課題として認識しており、PDCAサイクルの着実な実行によるマネジメント強化を徹底してまいります。

ハウス・エコ事業におきましては、引き続きこれまでの施工実績を活かし、重量鉄骨造建築やシステム建築等の大型物件の受注拡大を図ってまいります。これらを実行するに当たっては、確かな技術知識・施工経験に長けた人材の採用に加え、資格取得を奨励し、若手社員への技術継承を行うための社内研修を充実させるなど、優秀な人材の育成・獲得を図り、更なる成長の原動力といたします。広島工場においては、鉄骨製作工場認定制度に基づく現状のRグレード（建物規模は5階以下の3,000㎡以内）から2年後の2022年10月期にはMグレード（建物規模は無制限）の資格を取得することで同業他社との差別化をさらに推し進め、事業規模の拡大を目指してまいります。また、既存生産設備の改造や工場レイアウトの見直しなど、内製化によるコストダウンを図り、外部に依存しない生産体制の構築と多様化する顧客ニーズに対応した新製品を市場に投入することで製品ラインナップの拡充と競争力の強化に努めてまいります。

太陽光発電売電事業におきましては、2020年12月に広島県北広島町太陽光発電所（0.6MW）の稼働を予定しております。これにより当社の発電所は、合計で3県17ヶ所、出力規模で13MWを超える規模となり、引き続きパネルの洗浄や定期的な保守・点検を行うことで発電効率を維持し、安定した収益の確保を図ってまいります。

全社共通におきましては、当社が使用しております会計システム等の更新時期到来に伴い、経費精算、勤怠管理、人事評価、ワークフローや電子明細書などのシステム化を行い、業務効率のより一層の向上を図ってまいります。

株主の皆様には、何とぞ一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容

当社は、梱包用材等の製造、販売、プレハブハウスの製造、販売、仮設建物等のリース、一般建築及び太陽光発電システムの請負、自然エネルギー等による発電事業、ゴルフ場及びフィットネスクラブの運営、不動産の賃貸、売買及びこれらの営業に附随する一切の業務を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	広 島 県 福 山 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
福 山 工 場	広 島 県 福 山 市	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
広 島 工 場	広 島 県 東 広 島 市	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
東 京 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区	中 須 ゴ ル フ 倶 楽 部	山 口 県 周 南 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 千 葉 市	そ の 他	5 ケ 所

(12) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 (名)
189	+14

(注) 上記のほか、臨時雇用者は24名（1人1日8時間換算）であります。

(13) 主要な借入先及び借入金残高

借 入 先	借 入 金 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,081
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,034
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	839
株 式 会 社 も み じ 銀 行	818
株 式 会 社 山 口 銀 行	693
株 式 会 社 中 国 銀 行	539
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	401
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	337
株 式 会 社 伊 予 銀 行	286
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	261
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	211
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	125
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	92
株 式 会 社 新 生 銀 行	15

(注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保し、財務基盤をより一層強固なものにすることを目的として、株式会社広島銀行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末においての当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(14) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
中 浜 勇 治	286	16.49
株 式 会 社 和 幸	164	9.46
中 浜 勇	142	8.23
鹿 野 産 業 株 式 会 社	56	3.27
中 村 剛	51	2.98
大阪中小企業投資育成株式会社	44	2.53
中 山 恒 一	39	2.24
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	25	1.48
楽 天 証 券 株 式 会 社	24	1.41
清 原 宏 昌	20	1.20

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数 7,000,000株

② 発行済株式の総数 1,738,596株（自己株式1,178株を含む）

③ 株主数 1,394名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中浜 勇治	代表取締役社長	—
梅田 孝史	専務取締役総務部長兼社長室長	—
谷本 泰	常務取締役木材事業部長	—
井上 清輝	取締役経理部長	—
土田 光典	取締役ハウス・エコ事業部長	—
川岡 公次	取締役ライフクリエイト事業部長	—
小山 幹夫	取締役	広島空港ビルディング株式会社 常任監査役
北村 憲由	監査役 (常勤)	—
長井 紳一郎	監査役	山下・長井法律事務所副所長 株式会社コンセック 社外監査役
近藤 哲英	監査役	近藤哲英税理士事務所長

- (注) 1 取締役の小山幹夫氏は、社外取締役であります。
2 監査役の北村憲由、長井紳一郎及び近藤哲英の各氏は、社外監査役であります。
3 当社は、社外取締役である小山幹夫氏及び社外監査役である北村憲由氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4 監査役北村憲由氏は、株式会社広島銀行において支店長等を長年に亘り経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5 監査役長井紳一郎氏は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、内部統制やコンプライアンス等に関する専門家としての知見を有しております。
6 監査役近藤哲英氏は、税理士として会計及び税務について豊富な知識と税務行政機関での経験があり、財務及び会計に関する専門家としての知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	千円 87,696 (2,885)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,978 (8,978)
合 計	10	96,675

- (注) 1 1992年1月18日開催の第32回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内、2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別に2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。
- 2 支給額には、当事業年度において費用処理した役員退職慰労引当金繰入額9,324千円(取締役7名に対し9,174千円、監査役3名に対し149千円)、取締役(社外取締役を除く)6名に対する譲渡制限付株式報酬5,115千円を含めて記載しております。なお、役員退職慰労金制度は2020年1月30日開催の第60回定時株主総会終結時に廃止しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 各社外役員の当事業年度における活動状況

社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

氏 名	主 な 活 動 状 況
小 山 幹 夫	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回出席し、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験による深い見識と広範な見地から、取締役会において適宜助言又は提言を行っております。
北 村 憲 由	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門の見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
長 井 紳 一 郎	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、弁護士として培ってきた豊富な専門の見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
近 藤 哲 英	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、税理士として培ってきた豊富な専門の見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17百万円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範は、経営理念及び年度経営基本方針を基本として、社内諸規程及びマニュアル等とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員に対し行動規範等に関する研修等を実施する。

② 内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、通常の内務監査手続に準じて社長及び監査役会に報告する。

③ 法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行うホットライン（総務部長、経理部長、監査役のEメールアドレス）を設置、運営する。

④ 当社は、通報内容を秘守し、通報を行った役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びその他管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、配付、研修等を実施するものとし、組織横断的リスク状況の監視及び会社全体の対応は、総務部が行う。
- ② 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役、社員が共有する会社全体の目標を定める。
- ② 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限委譲を含めた効率的な達成の方法を定める。
- ③ 取締役会は、ITを活用して定期的に業績等の進捗状況を確認、改善を促すことを内容とする、会社全体の業務効率を向上させるシステムを構築する。

(5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室、総務部又は経理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当社は、その体制について役職員に対し周知徹底する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ② 役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令、定款違反の事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役が、職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。
- ② 不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。
- ③ 政府機関又は関係機関が公表した反社会的勢力の排除に関する資料等を全社に配付した上で、定期的に研修等を実施する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、総務部と内部監査室が中心となり、各事業部門の営業会議等で取締役及び従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する研修を定期的に行っております。

内部監査室は、監査計画書に基づき、当社の全ての事業所を対象に内部監査を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社の事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施いたしました。

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		5,954,691	流動負債		3,970,901
現金及び預金		612,830	支払手形		396,486
受取手形		593,704	買掛金		243,801
電子記録債権		59,675	工事未払金		241,336
売掛金	※3	724,362	短期借入金	※3	425,000
完成工事未収入金		1,879,912	1年内返済予定の長期借入金	※3	1,274,264
リース未収入金		1,414,073	リース負債		59,685
商品及び製品		105,542	未払消費税等		192,456
仕掛品		21,150	未払法人税等		174,083
完成工事支出金		55,851	未払事業所税		74,017
原材料及び貯蔵品		209,946	未払費用		8,235
前払費用		177,197	未成工事受入		59,321
前倒引当金		91,869	前受収益		29,174
		9,021	前受収益引当金		14,528
		△446	リース前受収益引当金		18,059
			完成工事補償引当金		678,151
固定資産		8,272,084	完成工事関係の支払手形		62,048
有形固定資産	※1	8,065,593	設備関係の		99
リース用資産	※3	63,641	固定負債		983
建物	※3	1,133,015	長期借入金	※3	6,527,207
構築物	※3	452,893	リース負債		6,036,953
機械及び装置	※3	3,001,883	退職給付引当金		170,331
車両運搬具		18,069	長期未払金		131,944
工具、器具及び備品		42,520	預り敷金・保証金		60,093
土地	※3	3,042,051	資産除去債務		119,985
リース資産		227,443			7,899
建設仮勘定		84,074	負債の部合計		10,498,108
無形固定資産		26,813	(純資産の部)		
ソフトウェア		24,454	株主資本		3,722,949
電話加入権		1,793	資本剰余金		688,390
水道施設利用権		566	資本準備金		516,390
投資その他の資産		179,676	利益剰余金		2,519,263
投資有価証券		62,931	利益準備金		79,550
貸付金及び保証金		20,475	その他利益剰余金		2,439,713
出産更生債権等		110	別途積立金		2,335,000
破産前払費用		4,308	土地圧縮積立金		9,789
長期前払税金		17,627	繰越利益剰余金		94,924
繰延税金資産		76,251	自己株式		△1,094
前倒引当金		△2,028	評価・換算差額等		5,718
			その他有価証券評価差額金		6,070
			繰延ヘッジ損益		△351
資産の部合計		14,226,776	純資産の部合計		3,728,667
			負債及び純資産の部合計		14,226,776

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 2019年11月1日
至 2020年10月31日〕

(単位：千円)

科 目	注記 番号	金 額	
売 上 高			9,022,690
売 上 原 価			7,490,598
売 上 総 利 益			1,532,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,205,092
営 業 利 益			326,999
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		9	
受 取 配 当 金		1,702	
受 取 賃 貸 料		4,800	
助 成 金 収 入		6,652	
仕 入 割 引		1,132	
そ の 他		7,368	21,664
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		58,844	
売 上 割 引		11,421	
そ の 他		6,751	77,018
経 常 利 益			271,645
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		184	184
特 別 損 失			
減 損 損 失		20,512	20,512
税 引 前 当 期 純 利 益			251,317
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			55,795
法 人 税 等 調 整 額			1,352
当 期 純 利 益			194,170

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 2019年11月1日
至 2020年10月31日〕

(単位：千円)

	注記 番号	株主資本						
		資本金	資本剰余金		利益剰余金			
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途積立金	土地圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高		684,980	512,980	79,550	2,335,000	9,789	△64,629	2,359,710
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	※1	3,410	3,410	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	※3	—	—	—	—	—	△34,616	△34,616
当 期 純 利 益		—	—	—	—	—	194,170	194,170
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		3,410	3,410	—	—	—	159,553	159,553
当 期 末 残 高		688,390	516,390	79,550	2,335,000	9,789	94,924	2,519,263

	注記 番号	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高		△1,094	3,556,575	10,172	353	10,526	3,567,101
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	※1	—	6,820	—	—	—	6,820
剰 余 金 の 配 当	※3	—	△34,616	—	—	—	△34,616
当 期 純 利 益		—	194,170	—	—	—	194,170
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	—	△4,102	△705	△4,807	△4,807
当 期 変 動 額 合 計		—	166,374	△4,102	△705	△4,807	161,566
当 期 末 残 高		△1,094	3,722,949	6,070	△351	5,718	3,728,667

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品……………個別法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

② 製 品……………移動平均法による原価法

③ 原 材 料

(木 材 事 業) ……………個別法による原価法

(ハウス・エコ事業) ……移動平均法による原価法

④ 仕 掛 品……………個別法による原価法

⑤ 未成工事支出金……………個別法による原価法

⑥ 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、リース用資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに木材事業福山工場の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース用資産……………7年

建 物……………7年～47年

機 械 及 び 装 置……………5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事引渡後の補償費用の支出に備えるため、実績繰入率により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

(1) リース収益の計上基準

リース契約物件は、仮設建物等の工事完成引渡日にリース契約期間中のリース料、仮設建物等の受入建上解体料及び運賃等の総額をリース未収入金に計上し、当事業年度分を売上高に計上しております。また、リース期間未経過分のリース料並びに解体未了の物件の受入解体料及び運賃等をリース前受収益として計上しております。

(2) 完成工事高の計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた経理規程及び職務分掌権限基準表に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

6 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分60,093千円を「長期未払金」として表示しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済への影響が続いており、今後の収束時期等やその影響を見通すことは極めて困難な状況にあります。

当社のライフクリエイト事業セグメントにおけるフィットネスクラブでは、2020年3月から営業時間の短縮や臨時休館等を実施いたしました。緊急事態宣言の解除に伴い、6月より段階的に営業を再開しております。本感染症の収束後の業績の回復については、在籍会員数の回復施策の実施により、2021年10月までに感染拡大前の状況に近づくと仮定しております。また、その他の事業セグメントについては、直近での生産・販売活動等の状況を鑑み、今後の新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であると仮定しております。

これらの仮定に基づき、固定資産の減損の認識要否の判定、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、見積りに用いた仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルスの感染が拡大し、経済への影響がより一層深刻化、長期化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

※1 有形固定資産の減価償却累計額	3,307,332千円
2 破産更生債権等から直接控除した貸倒引当金	73千円
※3 担保に供している資産 (担保提供資産)	
売掛金	23,450千円
建物	961,897千円
構築物	391,496千円
機械及び装置	2,788,504千円
土地	2,642,732千円
合計	6,808,080千円
(対応債務)	
短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	823,386千円
長期借入金	5,018,461千円
合計	6,041,847千円

株主資本等変動計算書に関する注記

※1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,732,000	6,596	—	1,738,596

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行 6,596株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,178	—	—	1,178

※3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年1月30日 定時株主総会	普通株式	千円 34,616	円 20.00	2019年10月31日	2020年1月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年1月28日 定時株主総会	普通株式	千円 34,748	利益剰余金	円 20.00	2020年10月31日	2021年1月29日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	18,924千円
未払事業税	7,187千円
たな卸資産評価減(簿価切下げ)	2,753千円
繰越欠損金	62,068千円
減損損失	8,425千円
貸倒引当金	777千円
退職給付引当金	40,243千円
未払役員退職慰労金	18,328千円
譲渡制限付株式報酬	1,560千円
資産除去債務	2,409千円
その他の	6,552千円
繰延税金資産小計	169,229千円
評価性引当額	△84,768千円
繰延税金資産合計	84,460千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,248千円
土地圧縮積立金	△4,296千円
その他有価証券評価差額金	△2,663千円
繰延税金負債合計	△8,209千円
繰延税金資産の純額	76,251千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
評価性引当額の増減	△12.3%
住民税均等割	4.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.7%

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金及びリース未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程、販売管理規程及び債権管理業務の承認・報告マニュアルに従い、日次では違算通知書、月次では売掛金残高管理表及び滞留債権管理表等に基づき、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、全ての取引先の信用状況について年1回以上確認（与信の更新）を行う体制としております。また、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金の支払期日は、大半が1年以内であります。

借入金には主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記5 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務・経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性及び金融機関からの借入枠を維持することなどによりリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	612,830	612,830	—
受取手形	593,704		
貸倒引当金※1	△178		
	593,526	593,526	—
電子記録債権	59,675		
貸倒引当金※1	△17		
	59,657	59,657	—
売掛金	724,362		
貸倒引当金※1	△217		
	724,145	724,145	—
完成工事未収入金	1,879,912		
貸倒引当金※1	△33		
	1,879,879	1,660,375	△219,503
リース未収入金	1,414,073	1,287,678	△126,394
投資有価証券 その他有価証券	50,943	50,943	—
資産計	5,335,054	4,989,156	△345,897
支払手形	396,486	396,486	—
買掛金	243,801	243,801	—
工事未払金	241,336	241,336	—
短期借入金	425,000	425,000	—
長期借入金※2	7,311,217	7,341,529	30,312
負債計	8,617,841	8,648,154	30,312
デリバティブ取引※3	(506)	(506)	—

※1 受取手形、電子記録債権、売掛金及び完成工事未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

※3 デリバティブ取引において生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、() 書きで表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

完成工事未収入金及びリース未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

② 負債

支払手形、買掛金、工事未払金及び短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に、想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③ デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

- 2 非上場株式（貸借対照表計上額11,988千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、広島県福山市その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を保有しております。

- 2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
507,579	833,992

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額及び不動産鑑定評価額に基づき算定した金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額

2,146円10銭

- 2 1株当たり当期純利益

111円91銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

株式会社オービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田 正史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オービスの2019年11月1日から2020年10月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月15日

株式会社オービス 監査役会

常勤社外監査役 北村 憲由 ㊞
社外監査役 長井 紳一郎 ㊞
社外監査役 近藤 哲英 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期（第61期）の期末配当につきましては、業績及び安定配当の継続を考慮し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 当期末における株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき金20円（金銭による） 総額 34,748,360円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
 2021年1月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	なか はま ゆう じ 中 浜 勇 治 (1964年11月29日)	1999年1月 当社取締役 2000年11月 当社取締役木材事業部用船部長 兼事業開発部長 2004年1月 当社専務取締役 2010年9月 当社専務取締役兼木材事業部長 2011年1月 当社代表取締役社長（現任）	286,461株
2	うめ だ たか ふみ 梅 田 孝 史 (1956年1月12日)	1994年1月 当社取締役 1996年11月 当社取締役企画室長兼総務部長 2000年11月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2002年4月 当社取締役管理本部長兼総務・経理部長 2008年7月 当社取締役総務部長兼企画室長 2011年1月 当社取締役ハウス事業部長 2011年11月 当社取締役ハウス・エコ事業部長 2014年2月 当社常務取締役ハウス・エコ事業部長 2015年1月 当社専務取締役ハウス・エコ事業部長 2015年11月 当社専務取締役ハウス・エコ事業部長 兼総務部長 2016年2月 当社専務取締役ハウス・エコ事業部長 兼総務部長兼社長室長 2019年2月 当社専務取締役総務部長兼社長室長（現任）	10,951株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	たに もと やすし 谷 本 泰 (1970年10月5日)	2005年11月 当社管理部企画室課長 2009年1月 当社木材事業部関西木材統括部営業部課長 2009年2月 当社木材事業部関西営業部長 2011年1月 当社取締役木材事業部営業統括部長 2014年2月 当社取締役経営企画室長 兼木材事業部営業統括部長 2016年11月 当社取締役木材事業部営業統括部長 2017年5月 当社常務取締役木材事業部長 (現任)	3,849株
4	いの うえ きよ たか 井 上 清 輝 (1968年12月28日)	2007年11月 当社管理部財務・経理課長 2010年11月 当社経理部次長兼経理課長 2011年1月 当社経理部長兼経理課長 2013年1月 当社経理部長兼経理課長兼財務課長 2015年1月 当社取締役経理部長 (現任)	1,884株
5	つち だ みつ のり 土 田 光 典 (1960年7月30日)	2004年11月 当社ハウス事業部東京営業所長 2010年2月 当社ハウス事業部次長 2011年11月 当社ハウス・エコ事業部次長 2015年1月 当社取締役ハウス・エコ事業部統括部長 2019年2月 当社取締役ハウス・エコ事業部長 (現任)	2,632株
6	かわ おか こう じ 川 岡 公 次 (1970年8月24日)	1995年11月 株式会社パル入社 2005年8月 同社店舗開発部課長 2006年1月 同社店舗管理部長 2011年1月 同社取締役 2016年5月 当社入社 (当社が株式会社パルを吸収合併) ライフクリエイト事業部統括部長 兼中須ゴルフ倶楽部部長兼管理課長 2016年11月 当社ライフクリエイト事業部長兼緑町クラブ 支配人兼中須ゴルフ倶楽部部長兼管理課長 2017年1月 当社取締役ライフクリエイト事業部長 (現任)	4,569株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	こ やま みき お 小山 幹 夫 (1953年 2 月26日)	1975年 4 月 株式会社広島銀行入行 2005年 4 月 同行執行役員東京支店長兼東京事務所長 2006年 6 月 同行取締役東京支店長兼東京事務所長 2008年 6 月 同行常務取締役 2010年 6 月 同行専務取締役東部統括本部長 2013年 6 月 ひろぎんリース株式会社 代表取締役社長 2016年 6 月 広島空港ビルディング株式会社 常任監査役 (現任) 2017年 1 月 当社取締役 (現任)	—

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 小山幹夫氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 小山幹夫氏は、株式会社広島銀行専務取締役、ひろぎんリース株式会社代表取締役社長を歴任する等、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の透明性を更に向上させるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 4 小山幹夫氏は、2005年4月から2013年6月までの間、当社の主要取引銀行である株式会社広島銀行の業務執行者であり、専務取締役でありました。株式会社広島銀行は当社の主要な取引銀行ではありますが、同氏が当社の直接担当者であったことはなく、同行を退社してから一定の年月が経過しており、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏は2013年6月から2016年6月までの間、通常の取引のあるひろぎんリース株式会社の代表取締役社長でありましたが、その取引額は通常の範囲を超えるものではなく、当社は複数のリース会社との取引関係があり、なんら独立性に影響することはないと、当社としては同氏の幅広い業界の知見が当社のガバナンス上も大いに益するところがあると考えております。
- 5 小山幹夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
- 6 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、小山幹夫氏と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル5階大会議室
交 通 J R西日本 山陽本線 松永駅下車 車約5分
おのみちバス 南松永バス停留所 徒歩約18分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。